

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月14日
【会社名】	株式会社メタプラネット
【英訳名】	Metaplanet Inc
【代表者の役職氏名】	代表執行役 CEO サイモン・ゲロヴィ
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	執行役 CFO 奥野 晋平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	執行役 CFO 奥野 晋平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年10月13日付の当社取締役会による委任に基づき、2026年10月13日、代表執行役CEOが、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）において募集する2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決定し、同日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を提出しておりますが、上記決定において未確定であった事項が決定され、また記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項において準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

（注）訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

ロ 本新株予約権付社債券に関する事項

（ix）本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

（訂正前）

（前略）

（2）転換価額は、当初、当社の代表執行役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する（以下「当初転換価額」という。）。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と下記に記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（以下に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。
一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（2）転換価額は、当初、339円とする。

（後略）

（x）本新株予約権の行使期間

（訂正前）

2026年11月12日から2031年10月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の要項に定める当社の選択等による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本新株予約権付社債の要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年10月6日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

（後略）

（訂正後）

2026年11月12日から2031年10月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①本新株予約権付社債の要項に定める当社の選択等による本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債の要項に定める本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本新株予約権付社債の要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却さ

れる時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年10月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。
（後略）

以 上